

(2) 一般景観形成基準

(1) に規定する届出対象行為については、下記の一般景観形成基準に適合しなければならぬこととします（景観法第8条第2項第2号）。

特に、町の景観に対して影響を与える以下の点については、具体の基準を設けます。

- 1 建築物・工作物の色彩
(町並みに著しく調和しないものを制限します)
- 2 建築物・工作物の絶対高さ
(住環境との調和を図ります)

※ その他の工作物

<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、排気塔等 ・アンテナ、鉄筋コンクリート柱（電柱を除く）、金属製の柱 ・電波塔等 ・高架水槽等 ・擁壁等 	<ul style="list-style-type: none"> ・彫像、記念碑等 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・石油、ガス等の貯蔵・処理施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設等
---	--

① 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更

事項	景観形成基準
共通事項	1 各行為の実施にあたっては、景観資源データベースなどにリストアップされている景観上重要な建造物については積極的に保全を図ること。
位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 2 道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできるだけ大きく後退すること。特に集合住宅、共同住宅については2m以上、岡山県総合流通業務地区内における建築物については5m以上後退すること。 3 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 4 山陵の近傍にあっては、陵線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 5 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。
形態	1 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。

意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 2 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。 3 屋外階段、バルコニー等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。 								
色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺景観との調和に配慮すること。 2 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。 3 外観の色彩の制限は、次表を標準とする。ただし、弁柄（ベンガラ）などの伝統的形態意匠のもの及び見付け面積の5分の1未満の範囲内で、建築物のアクセント等として着色される部分の色彩については、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R~2.4Y</td> <td>11 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5Y~2.4GY</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~4.9R</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	5R~2.4Y	11 以下	2.5Y~2.4GY	6 以下	2.5GY~4.9R	3 以下
使用する色相	彩度								
5R~2.4Y	11 以下								
2.5Y~2.4GY	6 以下								
2.5GY~4.9R	3 以下								
素材・材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 2 地域の優れた景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。 								
敷地の緑化・樹木の保全	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内においては既存樹を保全し、緑化に努めること。 								
建築物の絶対高さ	<ol style="list-style-type: none"> 1 住居系及び商業系用途地域内においては、15m以下とすること。ただし、以下については適用除外とする。 ・公益上必要な建築物 								

② 工作物の新設、改修、移転、外観の模様替え又は色彩の変更

事項	景観形成基準
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 各行為の実施にあたっては、景観資源データベースなどにリストアップされている景観上重要な建造物については積極的に保全を図ること。
位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 2 道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできるだけ大きく後退すること。 3 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 4 山陵近傍にあっては、陵線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 5 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。

形態・意匠	1 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。								
色彩	<p>1 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>2 外観の色彩の制限は、次表のとおりとする。ただし、見付け面積の5分の1未満の範囲内で、工作物のアクセント等として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R~2.4Y</td> <td>11 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5Y~2.4GY</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~4.9R</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	5R~2.4Y	11 以下	2.5Y~2.4GY	6 以下	2.5GY~4.9R	3 以下
使用する色相	彩度								
5R~2.4Y	11 以下								
2.5Y~2.4GY	6 以下								
2.5GY~4.9R	3 以下								
素材、材料	1 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。								
工作物の絶対高さ	<p>1 住居系及び商業系用途地域内においては、15m以下とすること。ただし、以下については適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気供給や有線電気通信のための電線路又は空中線（支持物を含む）及び電波塔など 								

③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観形成基準
共通事項	1 各行為の実施にあたっては、景観資源データベースなどにリストアップされている景観上重要な建造物については積極的に保全を図ること。
集積又は貯蔵の方法	<p>1 道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り離れた位置から集積または貯蔵を始めること。</p> <p>2 積み上げに際しては、できるだけ整然とした集積又は貯蔵とすること。</p>
遮へい	1 敷地周囲の緑化に努める等、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
共通	1 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域においては、その保全に配慮した集積又は貯蔵の方法、遮へいに努めること。